

東大和市農業振興計画（案）

平成 29（2017）年 12 月 7 日

目 次

はじめに	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置付け	1
第1章 現状と課題	3
第1節 東大和市の概要	3
1 地勢	3
2 土地利用	3
3 人口と世帯	4
第2節 東大和市農業の現状	5
1 農家と担い手	5
2 農地	6
3 生産・販売	7
4 市民との交流	8
第3節 農業者の意向等	10
第4節 市民（消費者）の意向	14
第5節 農業振興の課題	17
1 農地の保全・活用	17
2 農業の担い手の確保・育成	17
3 直売ネットワークの形成	17
4 市民との交流の促進	17
5 地産地消の促進	17
第2章 将来像と基本的方向	18
第1節 将来像	18
第2節 基本的方向	18
第3節 農業経営の目標	19
1 将来目標	19
2 経営モデル	20
第4節 施策の体系	21
第3章 施策内容	23
第1節 担い手の確保・農業経営の強化	23
1 担い手・後継者の育成	23
2 農業経営の展開	25

第2節 農地の保全と活用	28
1 農地の保全	28
2 都市農業等に係る制度の充実	29
第3節 農のあるまちづくりの推進	30
1 農地の多面的機能の発揮	30
2 農業にふれあう機会の拡充	31
第4節 農業生産と消費の拡大	33
1 個性を生かした農業の振興	33
2 地場産農産物の提供	35
第4章 計画の推進	37
1 計画推進体制の確立	37
資料編	38
1 策定経過	38
2 東大和市農業振興計画策定会議	39

はじめに

1 計画策定の目的

本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の不足、都市化の進行など、非常に厳しい状況にあります。

国においては、食料・農業・農村基本計画（平成 27（2015）年 3 月）で、総合的かつ計画的に講ずべき施策として、多様な役割を果たす都市農業をはじめとして、女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備などを掲げています。

また、近年では、都市農業の多様な機能を発揮するため、都市農業振興基本法（平成 27（2015）年 4 月）の制定と、この法律に基づく都市農業振興基本計画（平成 28（2016）年 5 月）が策定されました。

さらに、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 28（2016）年 11 月改定）では、国民の食を守り、美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していくこととしています。

東京都では、都市農業振興基本法における東京都の地方計画を兼ねる東京都農業振興プラン（平成 29（2017）年 5 月）を策定しています。

このような都市農業を取り巻く社会情勢が変化する中、農業振興施策を実施していく上で、持続可能な都市農業の創造・多面的機能の発揮と魅力ある新たな農業の振興に資するため、『東大和市農業振興計画』を改定するものです。

2 計画の期間

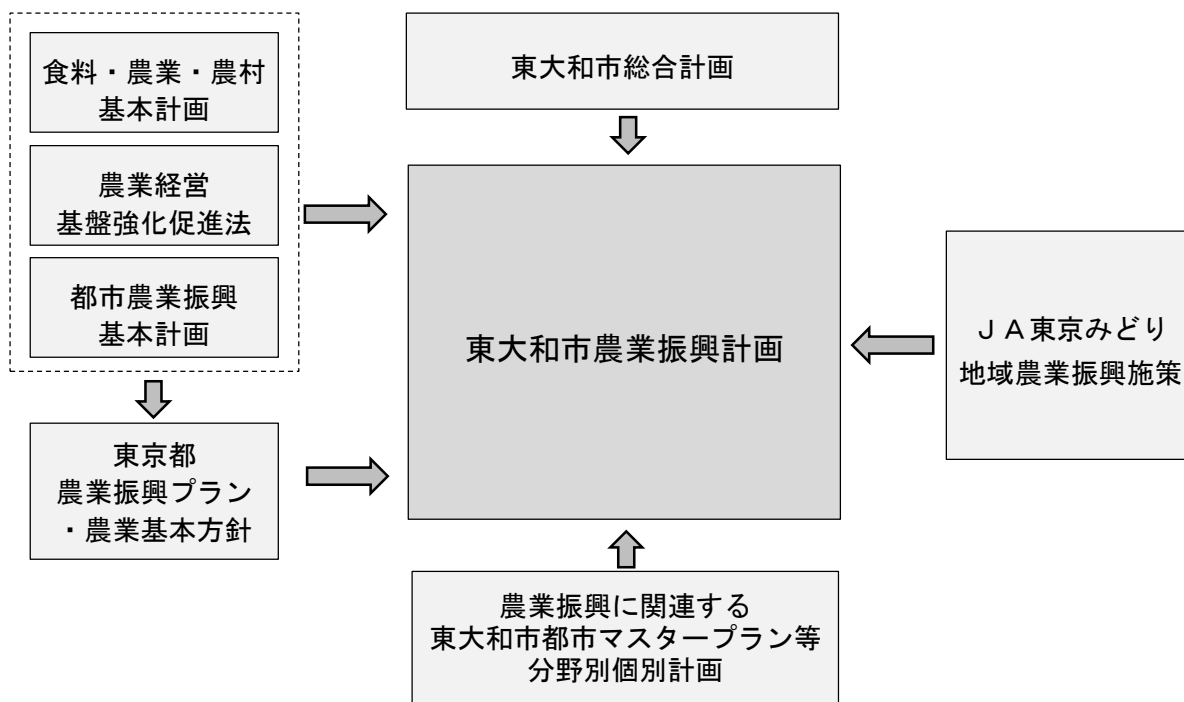
計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 39（2027）年度の 10 年間とします。

なお、施策の進捗状況や国や東京都の農業施策の動向等により、適宜見直しを行うものとします。

3 計画の位置付け

本計画は、東大和市総合計画が掲げる将来の都市像『人と自然が調和した生活文化都市 東大和』の実現を目指す個別計画であり、また、「都市農業振興基本計画」や「東京都農業振興プラン」、さらには本市の分野別の個別計画等との整合を図り、農業関係分野の推進を担う基本計画として位置付けます。さらに、「農業経営基盤整備促進法」に基づく農業基本構想として位置付けます。

■主な関連計画等との関連



都市農業振興基本計画

「都市農業振興基本法」では、「都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全」、「人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存」、「都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解」を基本理念とし、「政府は、都市農業振興基本計画を策定」すること、「地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定」することが求められています。

「都市農業振興基本計画」は、この法律に基づいて策定されたものであり、施策の対象区域は市街化区域のほか、縁辺の市街化調整区域を含む者とされ、新たな都市農業振興と土地利用計画の制度として、担い手に対する支援とその事業計画等を評価するための公的関与の仕組み、農地の貸借等を促進するための制度的措置と遊休農地対策、地方都市におけるコンパクトシティ施策との連携などを特徴としています。

「東大和市農業振興計画」は「都市農業振興基本法」に規定する「地方計画」を含むものとして策定しました。

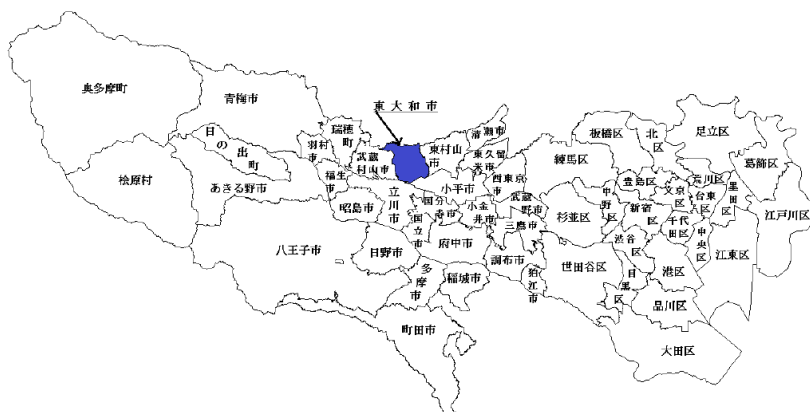
第1章 現状と課題

第1節 東大和市の概要

1 地勢

東大和市は都心から西方 35 キロメートル圏にあり、武蔵野の一角に位置しています。東は東村山市、西は武蔵村山市、南は立川・小平両市にそれぞれ接しており、北は狭山丘陵をはさんで埼玉県所沢市と接しています。

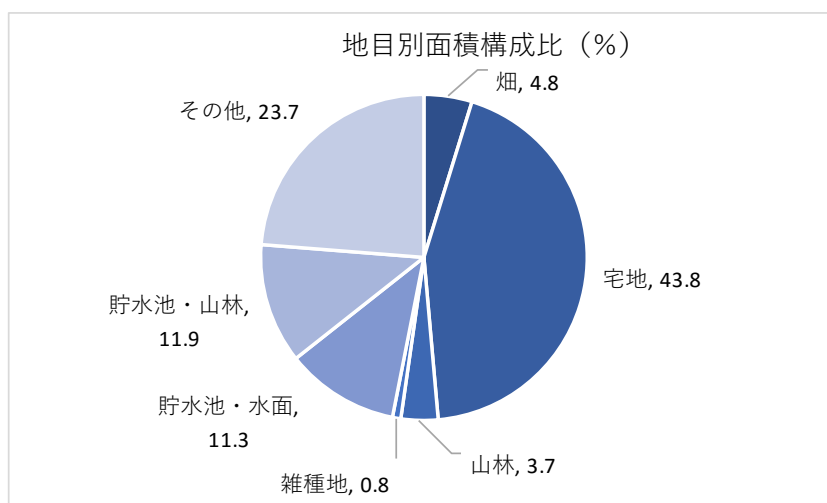
東西に細長い狭山丘陵の中央部南端に位置しているため、市の北部から中央部にかけてはゆるやかに傾斜しており、中央部から南部にかけてはおおむね平坦となっています。



2 土地利用

本市は東西 5.3 キロメートル、南北 4.3 キロメートル、面積 13.42 平方キロメートルで、東京都面積の約 0.61 パーセントを占めています。

地目別土地利用は、畑が 4.8%、宅地が 43.8%、山林が 3.7%、貯水池（水面と山林）が 23.2% となっています。

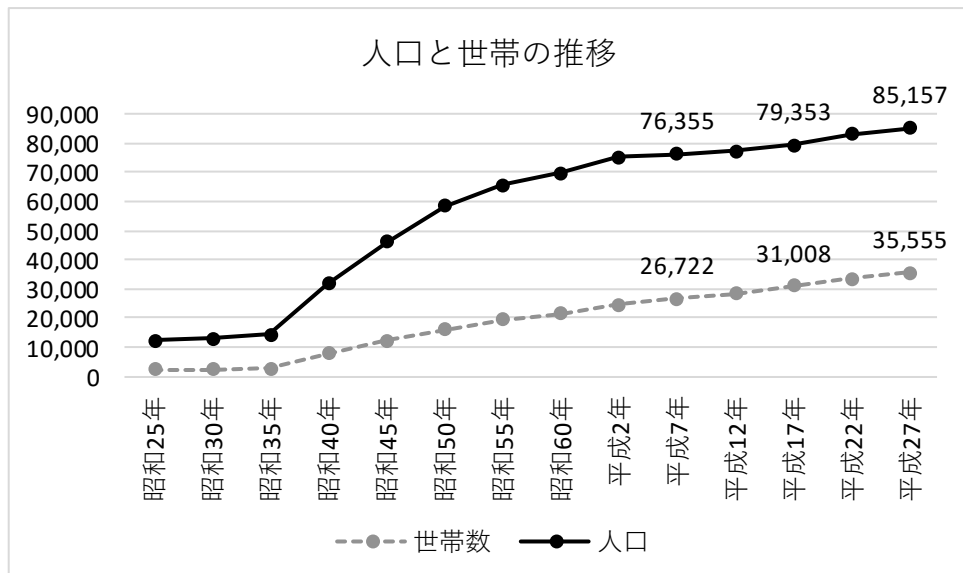


資料：固定資産概要調書（平成 28 年 1 月 1 日）

3 人口と世帯

本市の人口は、平成 17 年の 79,353 人から平成 27 年には 85,157 人と、増加傾向で推移しています。世帯数も、平成 17 年の 31,008 世帯から平成 27 年には 35,555 世帯となっています。

■人口・世帯



資料：国勢調査

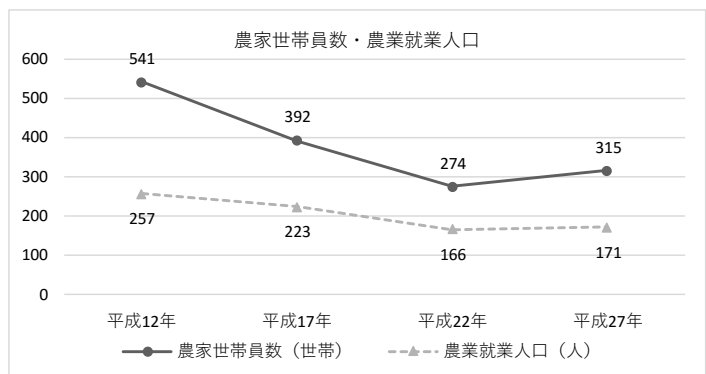
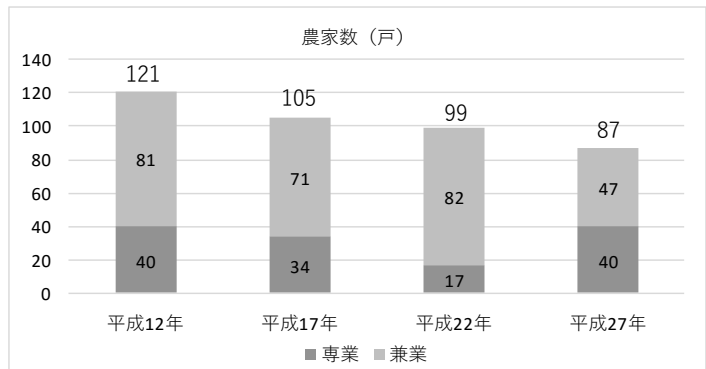
第2節 東大和市農業の現状

1 農家と担い手

(1) 農家数・農家人口の推移

農家数は、全体としては減少傾向となっていますが、専業農家は平成12年と同じ数であり、兼業農家が大きく減少しています。

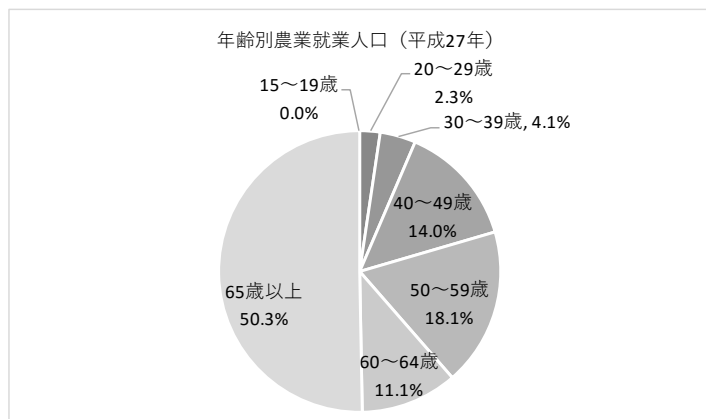
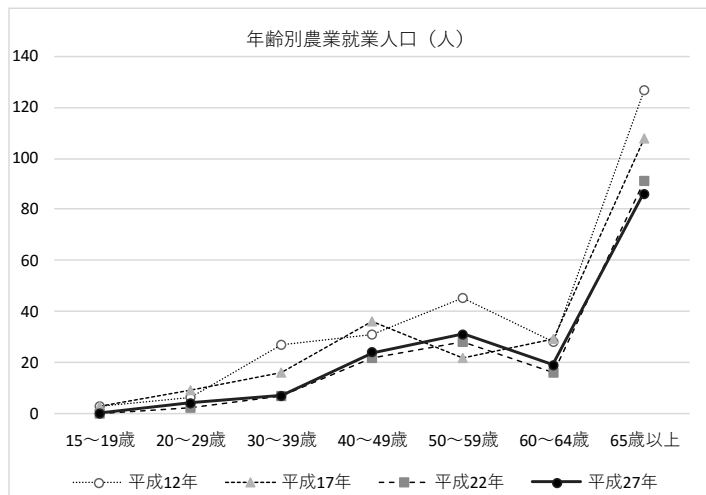
農家世帯員数は平成22年から増加、農業就業人口もやや増加しています。



資料：農林業センサス

(2) 年齢別農業就業人口

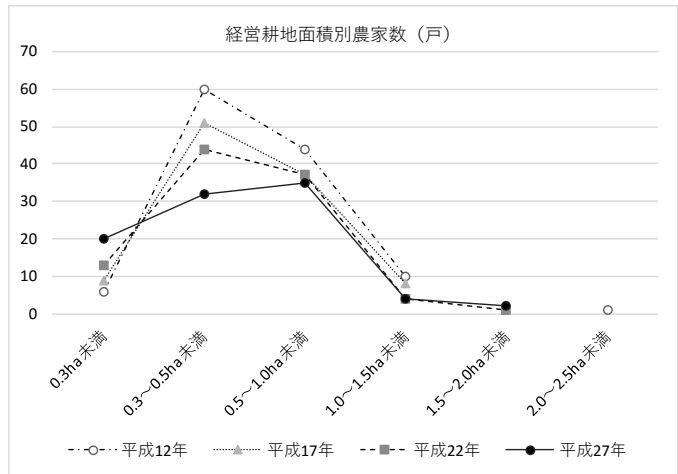
年齢別就業人口は、65歳以上が50.3%と過半数を占めており、50歳代が18.1%となっています。15～19歳は0% (0人) であり、39歳以下は6.4% (11人) です。



資料：農林業センサス

(3) 経営耕地面積別農家数

経営耕地規模別農家数の推移をみると、0.3～0.5ha未滿の農家数が比較的多く減少しています。

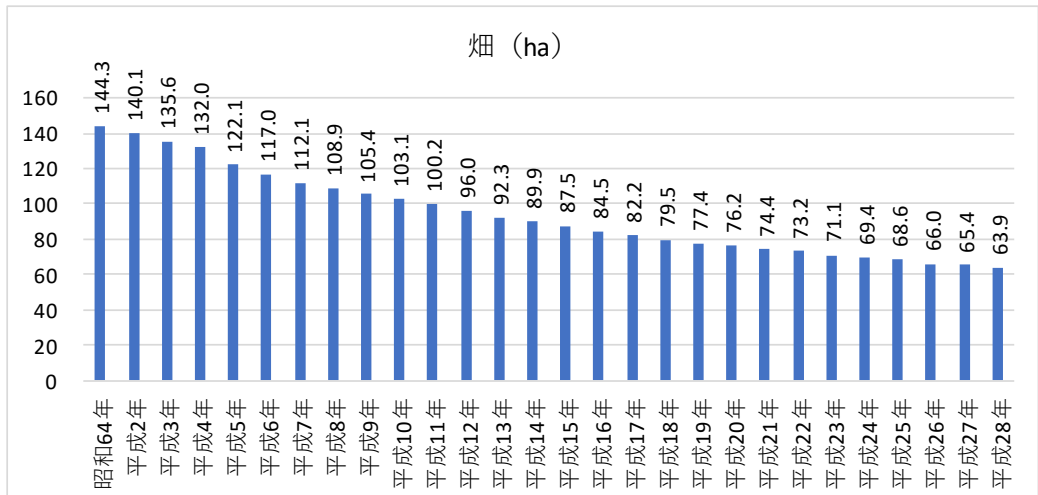


資料：農林業センサス

2 農地

(1) 農地面積の推移

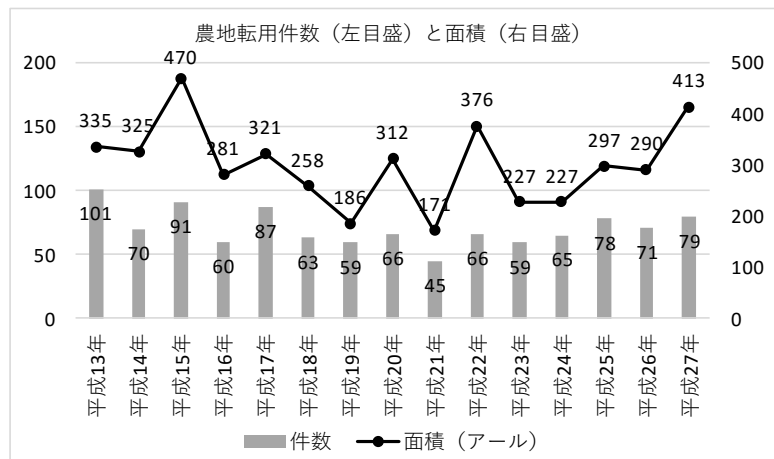
畑の面積は、平成 28 年は 63.9ha となっており、減少傾向で推移しています。



資料：固定資産概要調査

(2) 農地転用件数と面積

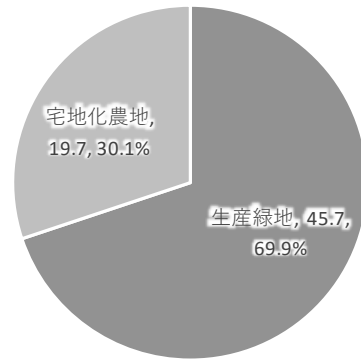
農地転用件数は、平成 27 年が 79 件であり、近年 70 件程度で推移しています。農地転用面積は、平成 27 年が 413 アールであり、200 アール台で推移していた面積が大きく増加しました。



資料：産業振興課

(3) 生産緑地

市内の農地面積（平成 27 年）は、65.4 ヘクタールであり、うち 45.7 ヘクタール、69.9% が生産緑地に指定されています。

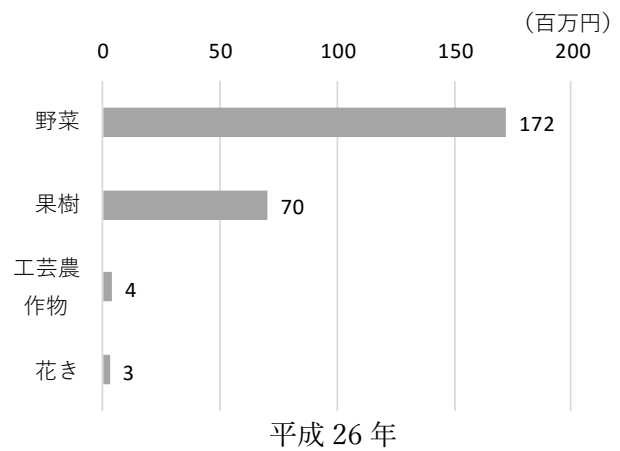


平成 29 年 1 月 1 日現在

3 生産・販売

(1) 農業産出額

農業産出額（平成 26 年）は 249 百万円であり、野菜が 172 百万円、果樹が 70 百万円、工芸作物が 4 百万円、花きが 3 百万円となっています。

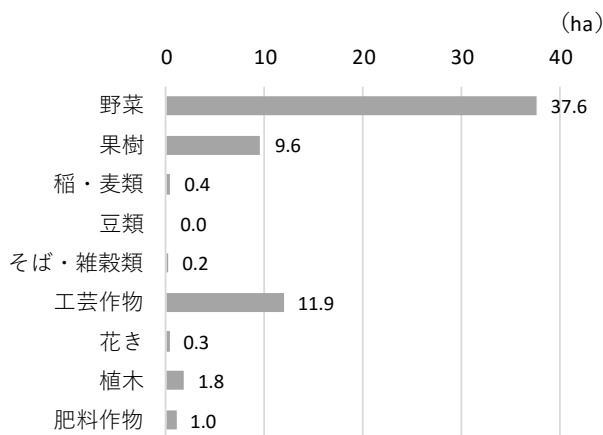


平成 26 年

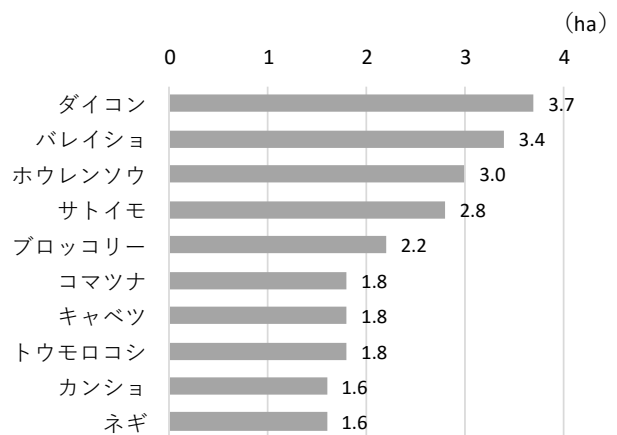
(2) 作付面積

作付面積は、野菜が最も多く 37.6 ヘクタール、工芸作物が 11.9 ヘクタール、果樹が 9.6 ヘクタールとなっています。野菜の内訳をみると、ダイコンが 3.7 ヘクタール、バレイショが 3.4 ヘクタールなどとなっています。

作付延べ面積



野菜作付延べ面積順位（上位）



平成 26 年

(3) 直売所

農産物共同直売所は、市役所 1 階ロビーと東大和市駅前で開催しているほか、J A 東京みどりが設置しているみどりっ子仲原店があります。

このほか、農家が設置している農産物直売所が市内に約 50 か所あります。

農産物共同直売所等

直売所名	営業日	営業時間
東大和市役所 1 階ロビー	毎週 木曜日	午前 8 時 30 分～正午
東大和市駅前	毎週 月・水・金曜日	午後 2 時 30 分～午後 6 時 30 分
J A 直売所 みどりっ子仲原店	毎週 月～金曜日（祝日除く）	午前 9 時 30 分～午後 3 時



東大和市役所 1 階市民ロビー



東大和市駅前

4 市民との交流

(1) 市民農園

市民農園は、4 か所設置しています。

市民農園名	区画数	1 区画当たり面積
中央西市民農園	91 区画	15 m ²
山王市民農園	24 区画	15 m ²
立野市民農園	34 区画	15 m ²
東大和ファーマーズセンター	68 区画	30 m ²



中央西



山王



立野

(2) 農業体験農園

農業体験農園は、1か所設置されています。

農業体験農園名	利用時期	申込時期
やすじいの農園	3月～1月	毎年11月頃



(3) 産業まつり等農業イベント

農業イベントとしては、産業まつりのほか、梨共進会、収穫体験などを開催しているほか、

イベント名	内容
産業まつり（11月上旬）	野菜宝船の展示、市内産農産物の品評会・即売会、市内農業生産団体による野菜、植木、苗木の販売
梨共進会（9月上旬）	梨の品評会・即売会
収穫体験（不定期）	野菜の収穫体験



産業まつり



梨共進会

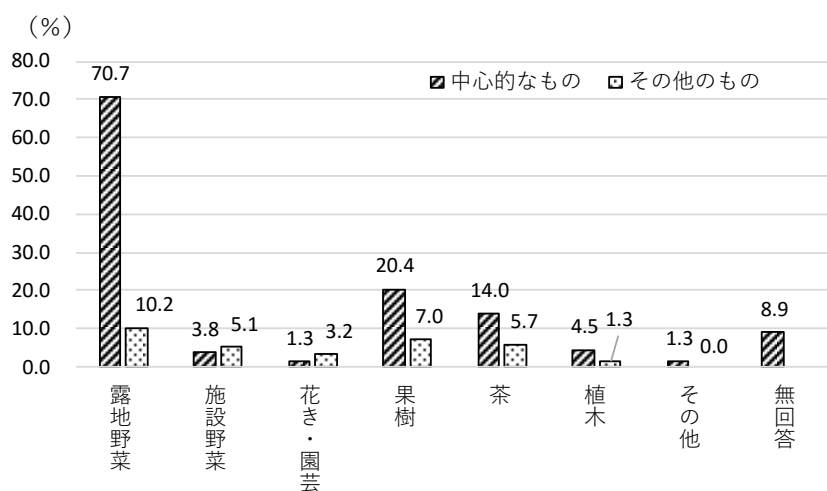
第3節 農業者の意向等

本計画の策定にあたって、農業者の生産活動や市への要望などを把握するため「農家意向調査」を実施しました。

- 調査方法 農業委員により配布、郵送回収
- 調査期間 平成29年8月～9月
- 対象者数 224人 ○ 有効回収数 157人 ○ 有効回収率 70.1%

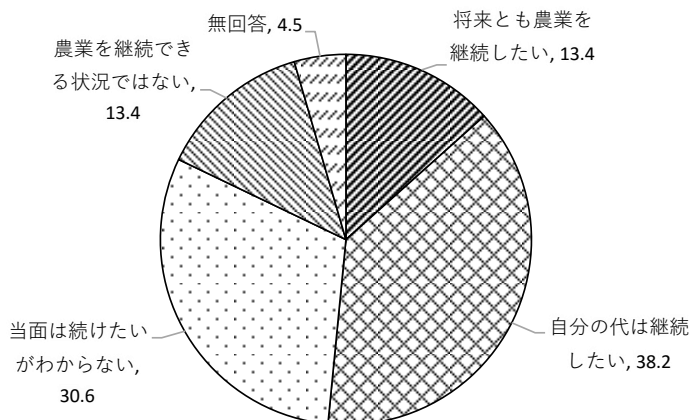
(1) 主な生産品目

農業経営内容については、「露地野菜」が70.7%、「果樹」が20.4%、「茶」が14.0%などとなっています。



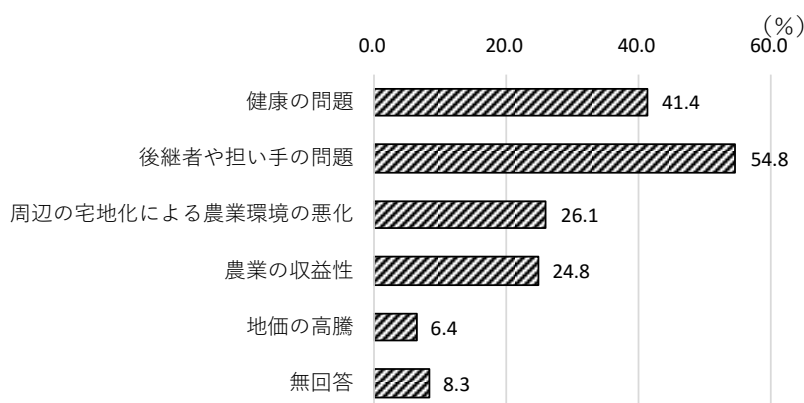
(2) 農業の継続意向

今後の農業の継続意向については、「将来とも農業を継続したい」が13.4%、「自分の代は継続したい」が38.2%、「当面は続けたいがわからない」が30.6%、合わせて「続ける」が82.2%となっています。



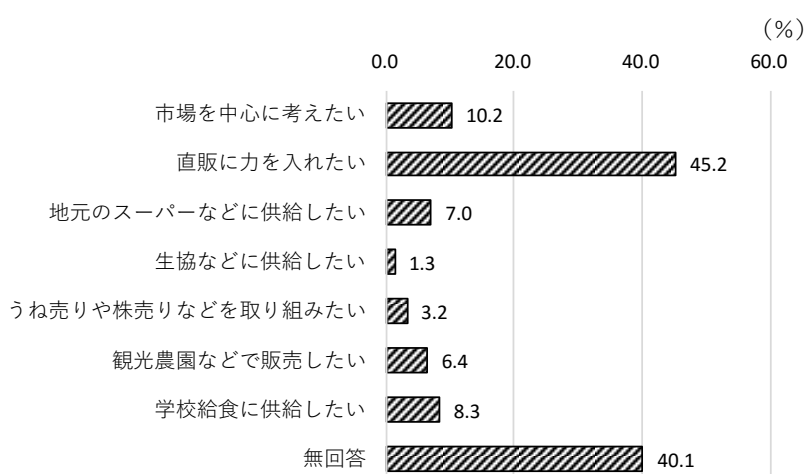
(3) 農業継続のための課題

農業の継続を困難にする理由は、「後継者や担い手の問題」が54.8%、「健康の問題」が41.4%となっています。



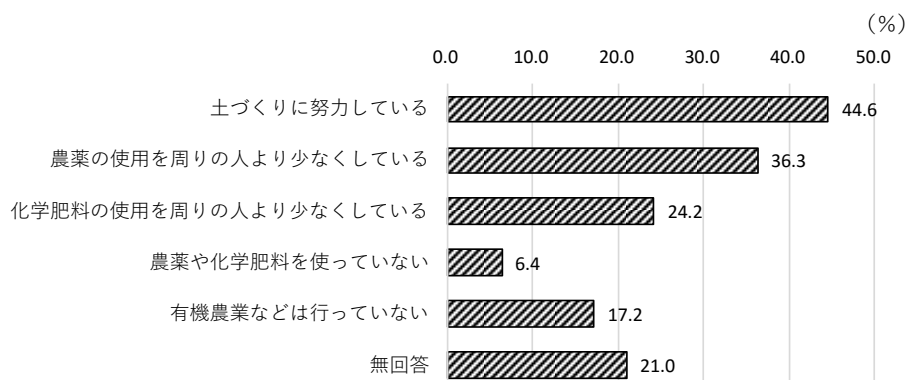
(4) 今後の農産物の販売方法

今後の農産物の販売方法は、「直販に力を入れたい」が45.2%、「市場を中心に考えたい」が10.2%、「学校給食に供給したい」が8.3%などとなっています。



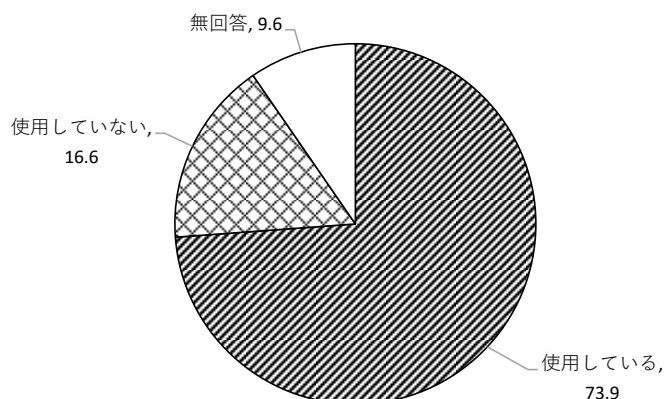
(5) 有機農業への取組

有機農業等への取組は、「土づくりに努力している」が44.6%、「農薬の使用を周りの人より少なくしている」が36.3%となっています。



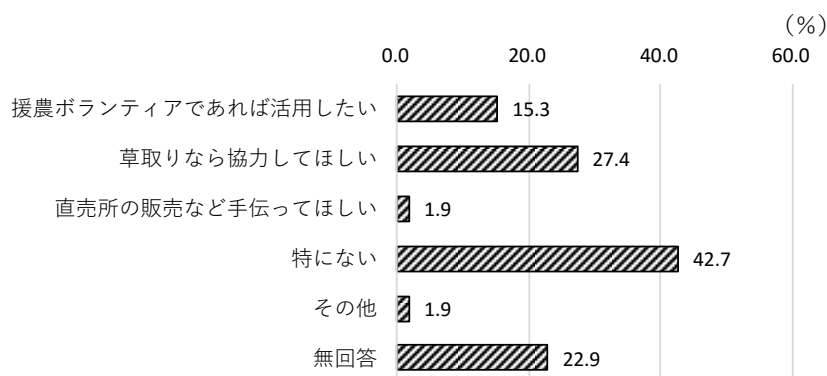
(6) 堆肥の使用状況

堆肥の使用状況は、「使用している」が73.9%となっています。



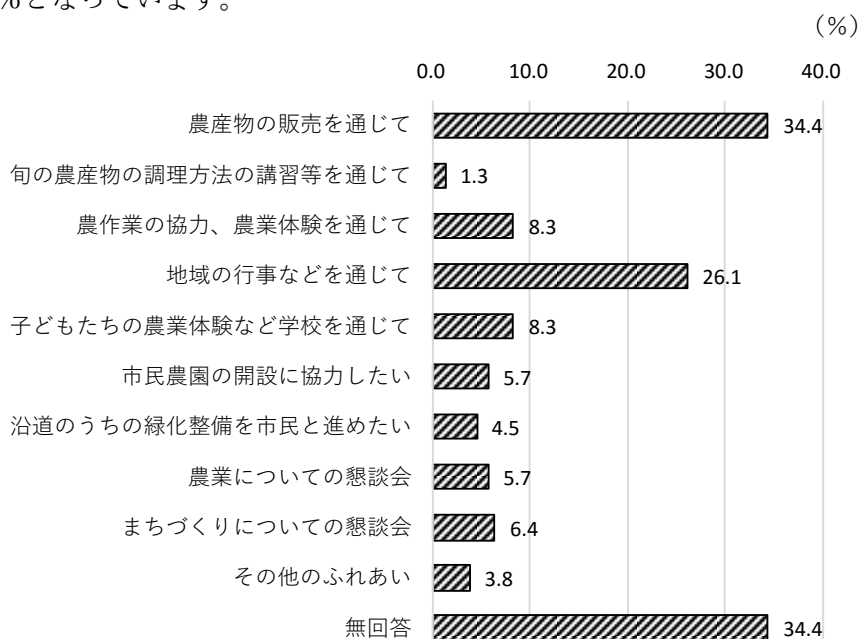
(7) 市民の労力提供への期待

市民の労力提供については、「草取りなら協力してほしい」が27.4%、「援農ボランティアであれば活用したい」が15.3%などであり、「特にない」が42.7%となっています。



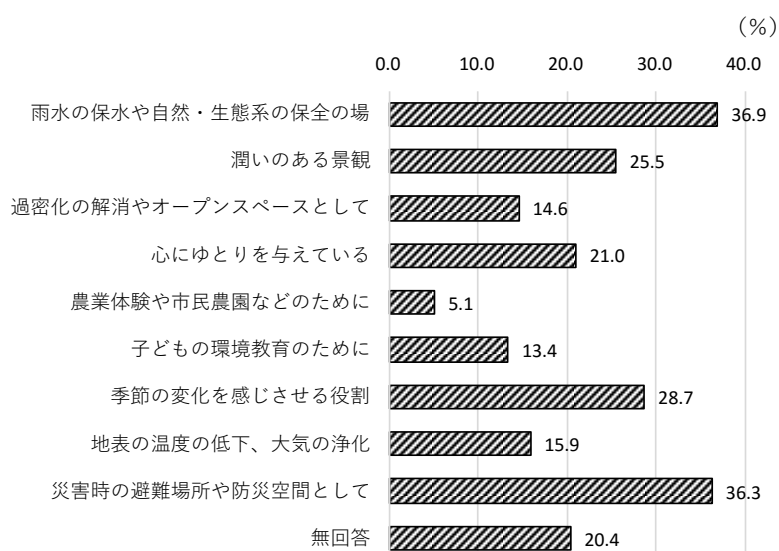
(8) 地域住民とのふれあい

地域住民とのふれあいについては、「農産物の販売を通じて」が34.4%、「地域の行事などを通じて」が26.1%となっています。



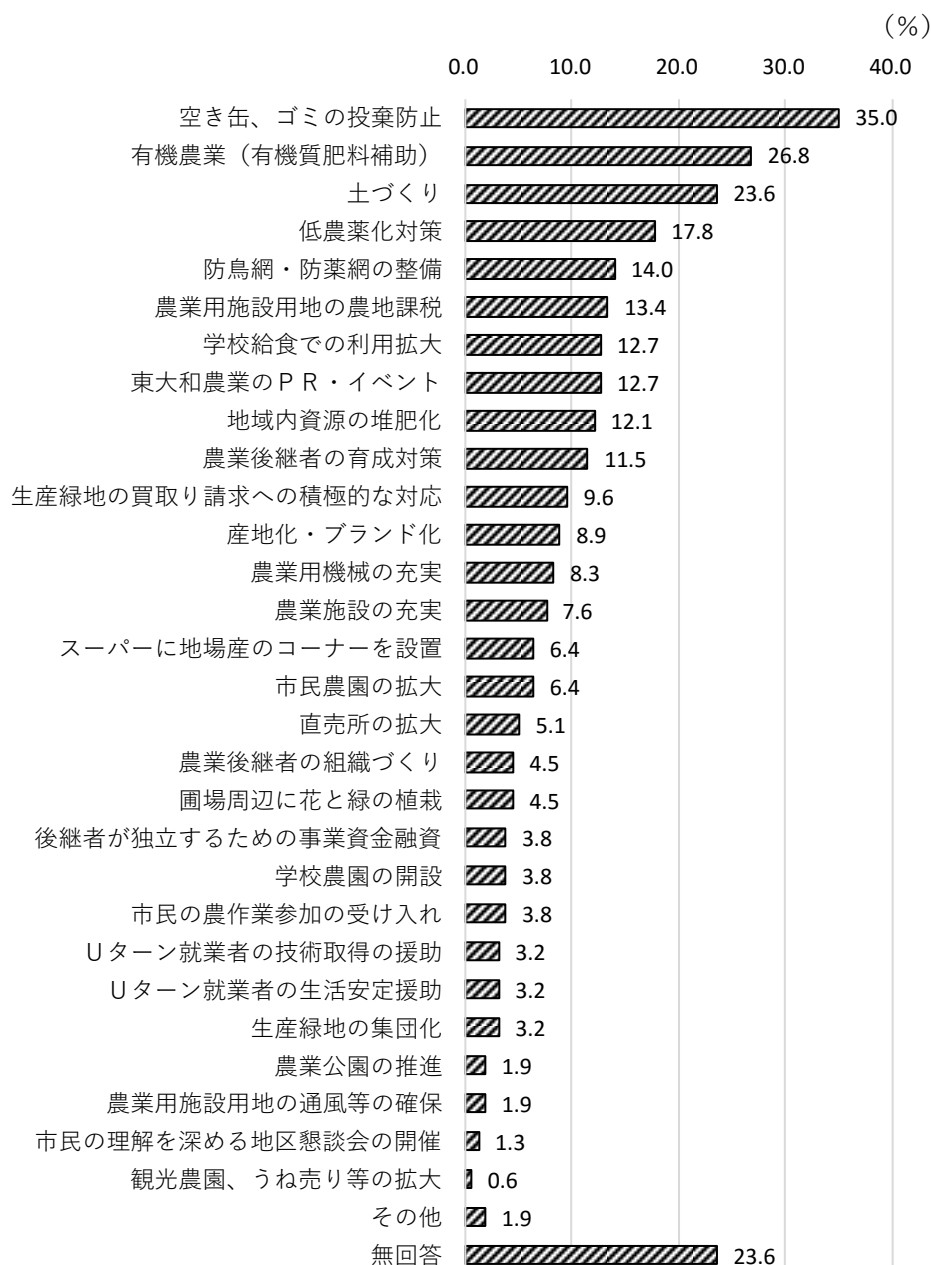
(5) 都市農業の役割

都市農業の役割については、「雨水の保水や自然・生態系の保全の場」が36.9%、「災害時の避難場所や防災空間として」が36.3%、「季節の変化を感じさせる役割」が28.7%、「潤いのある景観」が25.5%となっています。



(6) 今後の農業振興施策

今後の農業振興施策については、「空き缶、ゴミの投棄防止」が35.0%、「有機農業（有機質肥料補助）」が26.8%、「土づくり」が23.6%、「低農薬化対策」が17.8%などとなっています。



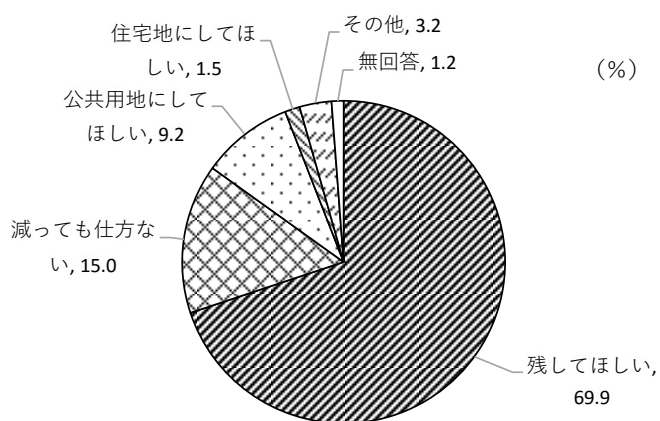
第4節 市民（消費者）の意向

本計画の策定にあたって、市民の農業に関する意識などを把握するため「市民意識調査」を実施しました。

- 調査方法 自治会を通じて配布、郵送及び専用ポストに回収
- 調査期間 平成29年10月～11月
- 対象者数 2,018人 ○ 有効回収数 412人 ○ 有効回収率 20.4%

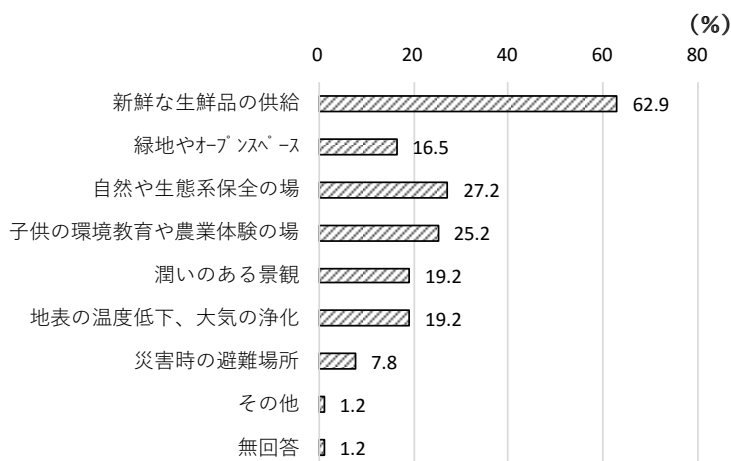
(1) 市内の農地について

市内の農地については、「残してほしい」が68.9%、「減っても仕方がない」が15.0%、「公共用地にしてほしい」が9.2%などとなっています。



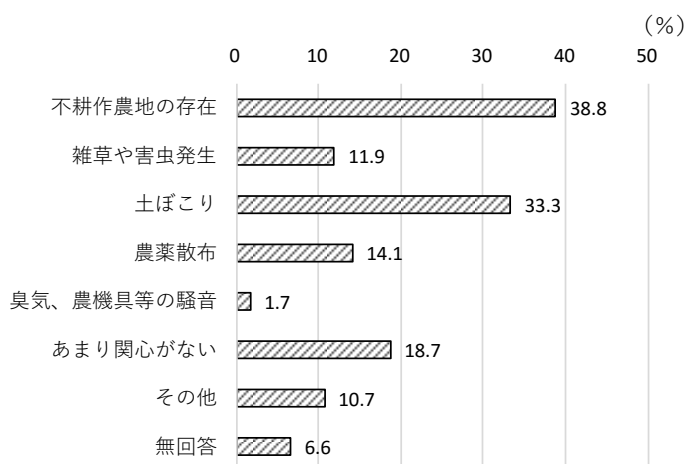
(2) 農業や農地の役割

農業や農地の役割については、「新鮮な生鮮品の供給」が62.9%、「自然や生態系保全の場」が27.2%、「子供の環境教育や農業体験の場」が25.2%となっています。



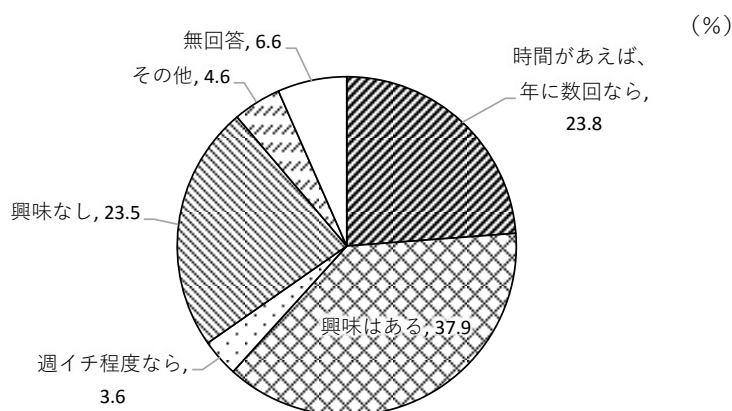
(3) 市内農地の問題点

市内農地の問題点は、「不耕作農地の存在」が38.8%、「土ぼこり」が33.3%などとなっています。



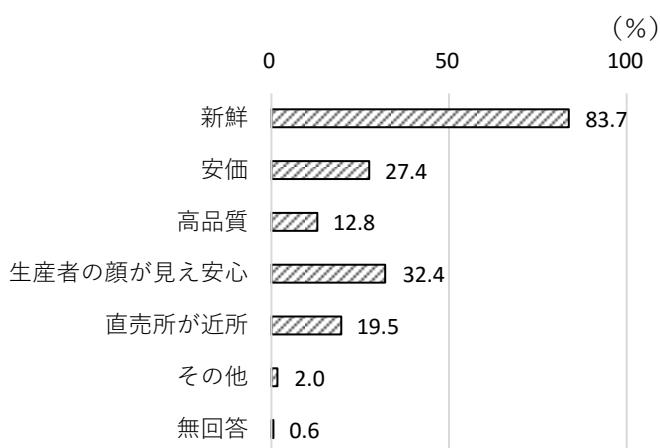
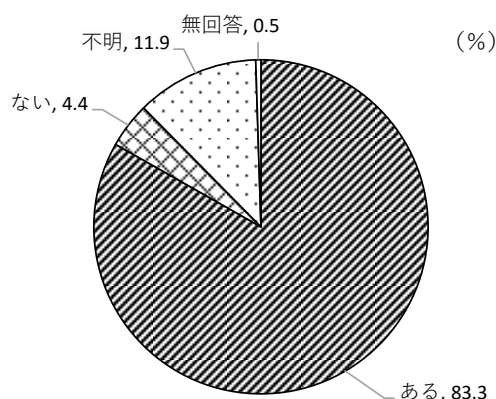
(4) 援農ボランティア

援農ボランティア制度については、「時間があえば、年に数回なら」が23.8%、「興味はある」が37.9%であり、合わせて61.7%が関心を持っているといえます。



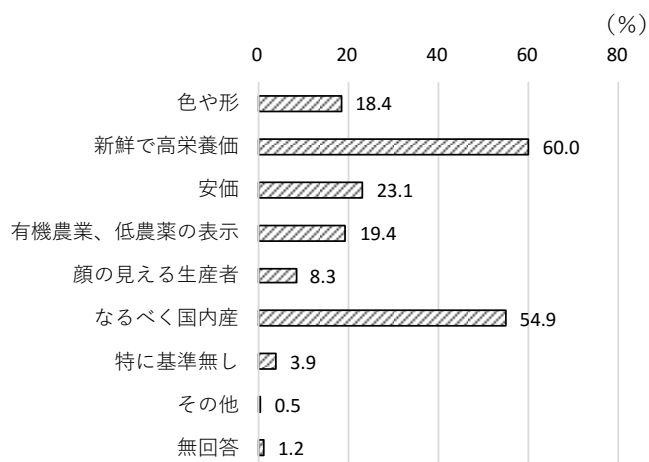
(5) 市内産農産物の購入

市内産農産物の購入したことが、「ある」が83.3%、「ない」が4.4%となっています。購入する理由は、「新鮮」が83.7%、「生産者の顔が見え安心」が32.4%などとなっています。



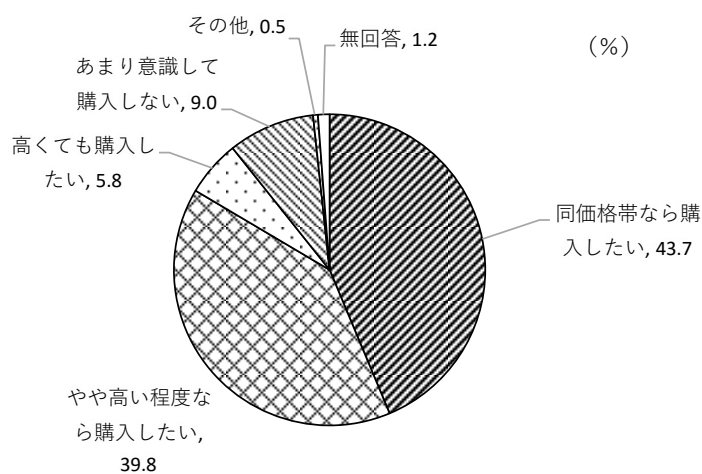
(6) 野菜等を購入するときの基準

野菜や果物を購入するときの基準は、「新鮮で高栄養価」が60.0%、「なるべく国内産」が54.9%などとなっています。



(7) 減農薬等農産物の購入

農薬や化学肥料の使用を減らした農産物の購入については、「同価格帯なら購入したい」が43.7%、「やや高い程度なら購入したい」が39.8%となっています。



第5節 農業振興の課題

東大和市農業振興の課題を整理します。

なお、これらの課題は、個別の施策展開や重点施策の推進等により解決していきます。

1 農地の保全・活用

農地の有効活用として基盤となるのは農地であり、その保全を図っていくためには、農業経営者の高齢化が進む中、地域において中核となる農業者に農地の流動化、集積の促進を進める必要があります。

また、都市農地のもつ多面的機能を維持・発揮していくため、その保全・活用が求められます。

2 農業の担い手の確保・育成

農業経営者の高齢化が進む一方、農業後継者の確保が困難な状況となっています。魅力ある東大和市農業を振興し、農業従事者を確保していくことが求められます。

このため、農業後継者への支援にかかる施策の総合的な推進とともに、援農ボランティア等、多様な人材の確保も課題となっています。

3 直売ネットワークの形成

J Aが設置している直売所は生産者と消費者双方から評価を得ており、その拡充を検討する必要があります。人の流れの動線上に直売所を設置することが消費拡大に効果が期待できます。

また、個々の農家が設置する直売所についても、地産地消の促進、消費者との交流促進、農家の収益拡大等に効果が期待できることから、その普及を図っていく必要があります。

4 市民との交流の促進

市民農園や体験農園等の普及促進、各種イベント等の開催などにより、市民の農業への理解増進を図り、東大和市農業を市民とともに支えていく環境醸成が課題です。市民の農業への理解を深めることは、農地へのごみの不法投棄減少にもつながると期待できます。

5 地産地消の促進

地産地消を進めていくことが、農業を振興していく上での重要課題です。

学校給食への市内産農産物の利用拡大のため、年間の生産スケジュールを学校給食の献立を作成する栄養士に周知するなど、連携を強化していく必要があります。

直売所等の拡充も、地産地消促進に寄与すると期待できます。

また、宅配等販売ルートの拡充により、消費者へ販売する仕組みづくりを検討する必要があります。

第2章 将来像と基本的方向

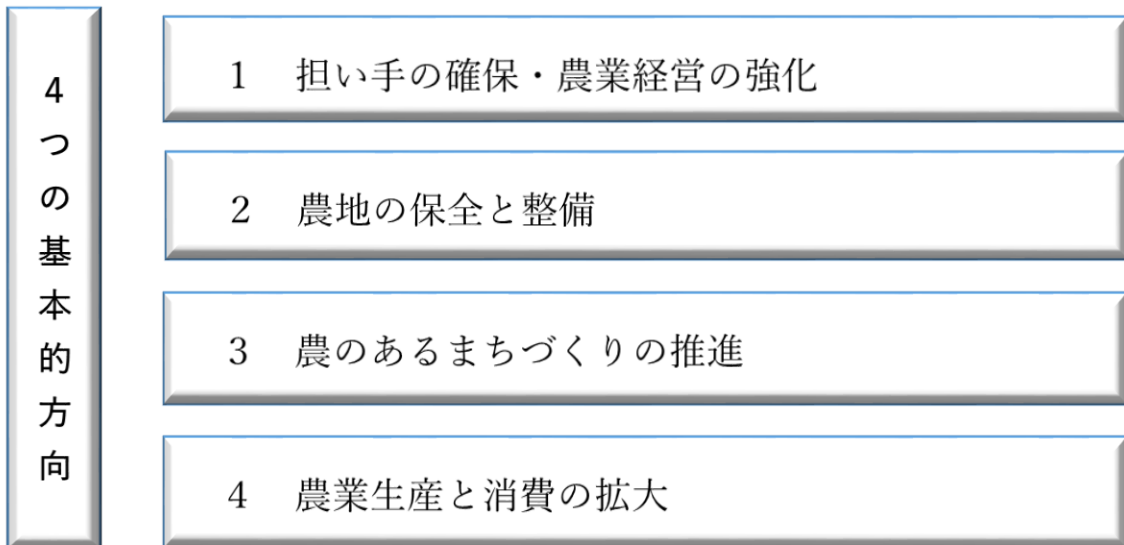
第1節 将来像

東大和市農業振興のため、将来像を以下のとおり設定します。

市民の健康づくりに貢献する東大和農業

第2節 基本的方向

将来像実現のため、4つの基本的方向を位置づけ、施策の展開を図ります。



第3節 農業経営の目標

東大和農業の将来像を実現するため、本計画の最終年度に当たる平成 39 年度における東大和農業の目標と経営モデルを次のように設定します。

1 将来目標

農地面積は、平成 19 年から平成 29 年までの減少率が農地全体では●%であり、生産緑地では●%でした。今後は減少率を抑制するための取組を推進し、平成 39 年の総農地面積を●ヘクタール、生産緑地面積を●ヘクタールとします。

農家数は、平成 19 年から平成 29 年までの減少率が総農家では●%であり、販売農家では●%でした。今後は減少率を抑制するための取組を推進し、平成 39 年の総農家数を●戸、販売農家を●戸とします。

認定農業者数は、平成 29 年が●戸であり、平成 39 年目標を●戸とします。

年間労働時間は、他産業における総実労働時間の目標とされてきた時間数を参考に 1,800 時間とします。

表 将来目標

区分		現状		目標（平成 39 年度）
(1) 農地面積	総農地面積	平成 29 年	○ha	○ha
	うち生産緑地面積	平成 29 年	○ha	○ha
(2) 農家数	総農家数	平成○年	○戸	○戸
	販売農家数	平成○年	○戸	○戸
(3) 認定農業者経営体数		平成 29 年	○戸	○戸
(4) 年間労働時間		平成 29 年	—	1,800 時間

2 経営モデル

I (年間農業所得目標を500万円とするグループ)

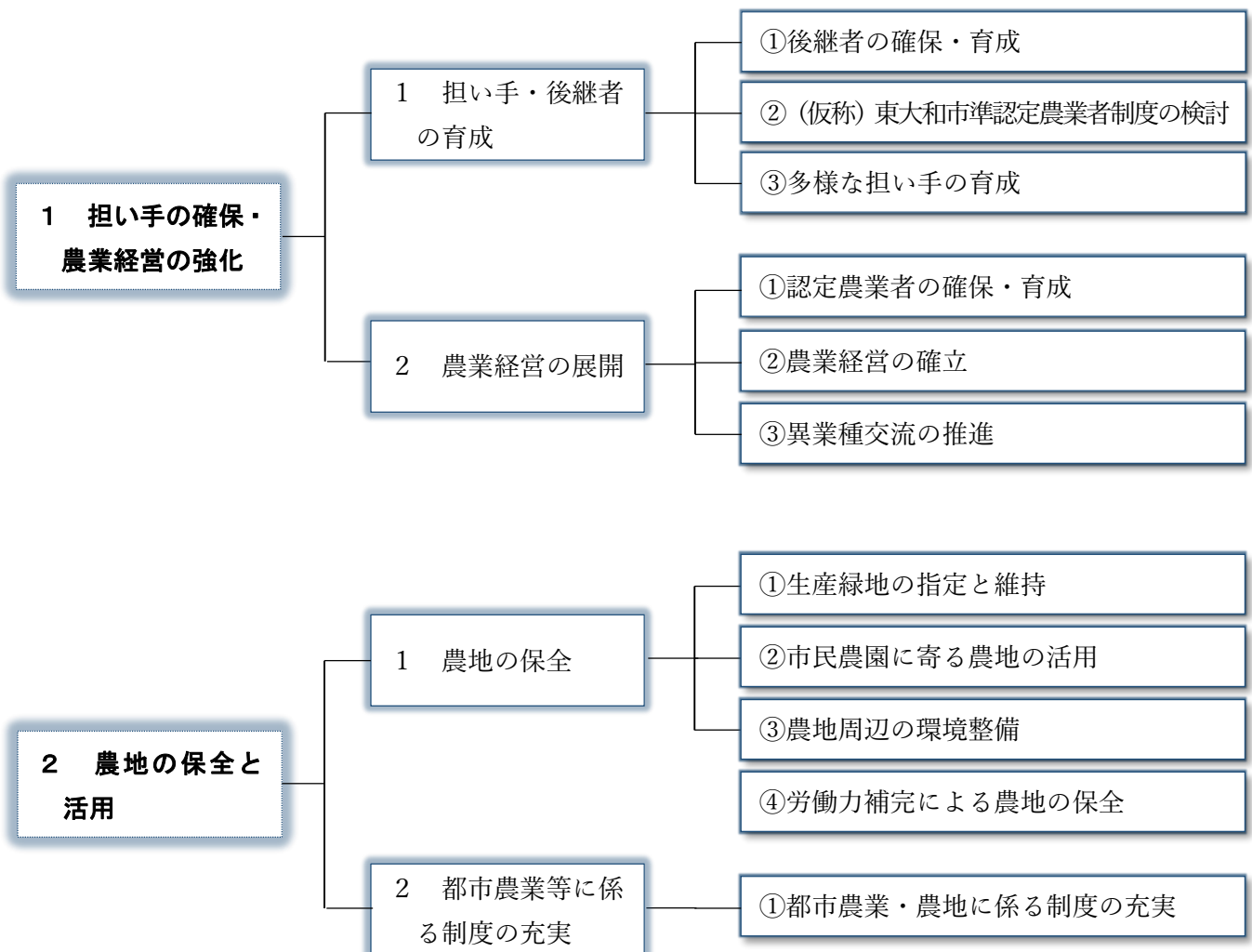
営農類型	経営規模	労力	生産方式	経営管理等
野菜 露地(+施設) 市場出荷中心	60アール ハウレンソウ、コマツナ	家族 3 雇用等 1	撒種機、トラクター、土壌消毒機、噴霧器、野菜洗浄機、灌水施設、予冷庫、堆肥置場、(ビニールハウス)	○複式簿記の導入 ○青色申告の実施 ○休日制度の導入 ○農繁期等の臨時雇用者やボランティアの導入 ○家族協定の導入
野菜 露地(+施設) 直売中心	60アール ブロッコリー、キャベツ、ダイコン、トマト等多品目	家族 3 雇用等 1	トラクター、土壌消毒機、噴霧器、灌水施設、予冷庫、直売施設、堆肥置場、(ビニールハウス)	
果樹 直売中心	60アール ナシ、ブドウ、リンゴ	家族 3	防鳥網、防葉シャッター、防除スプリンクラー、灌水施設、スピードスプレーヤー、トラクター、直売施設	
果樹+野菜 直売中心	60アール ナシ、ナス、キャベツ等多品目	家族 3	防鳥網、防葉シャッター、防除スプリンクラー、灌水施設、トラクター、噴霧機、直売施設	
茶 加工一貫	100アール	家族 3 雇用等 2	乗用式整枝摘採機、防霜ファン、防葉シャッター、製茶機械、冷蔵庫、管理機	

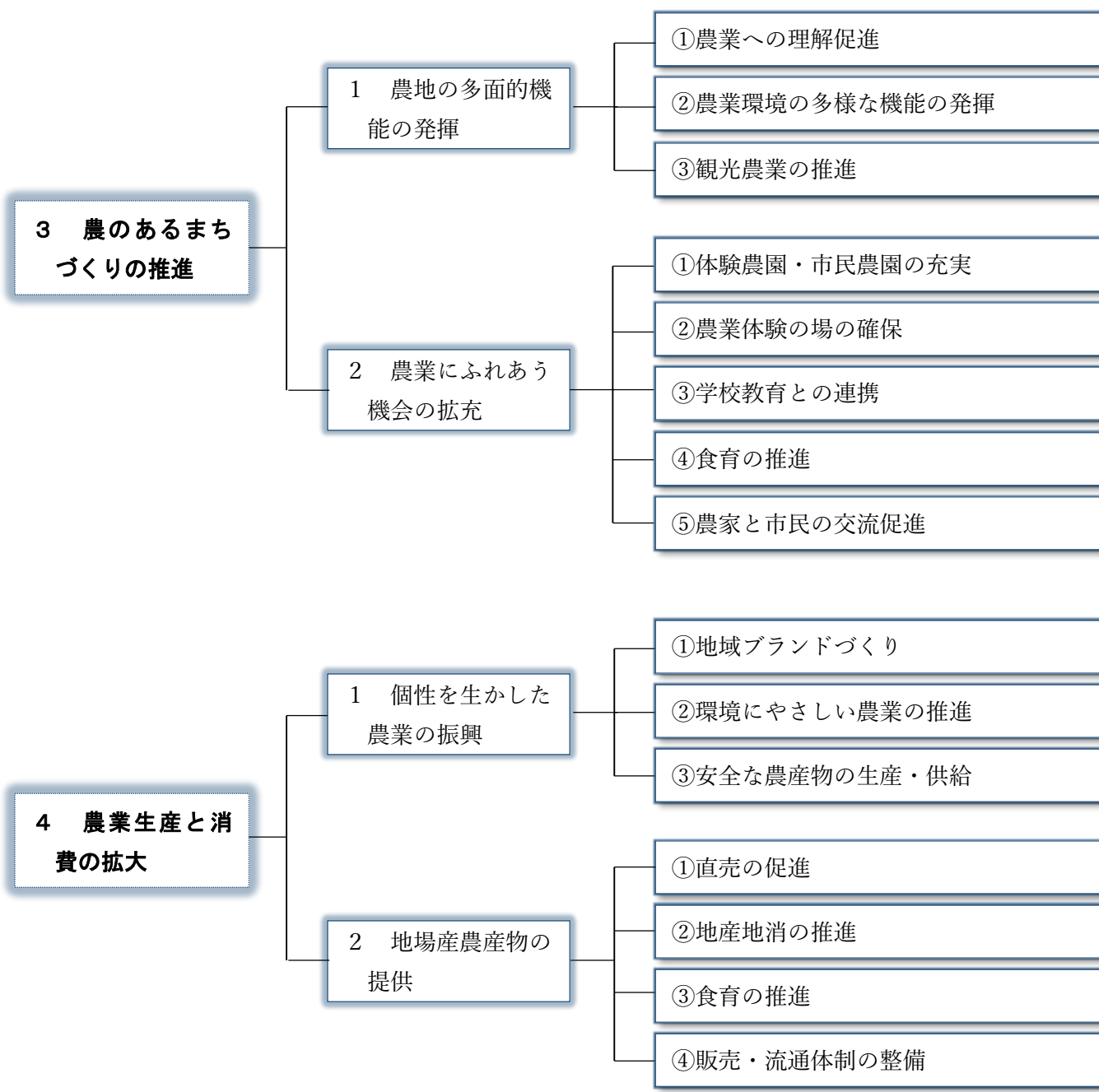
II (年間農業所得目標を300万円とするグループ)

営農類型	経営規模	労力	生産方式	経営管理等
野菜 露地(+施設) 市場出荷中心	40アール ハウレンソウ、コマツナ	家族 2	撒種機、トラクター、管理機、土壌消毒機、噴霧器、野菜洗浄機、灌水施設、(ビニールハウス)	○複式簿記の導入 ○青色申告の実施 ○休日制度の導入 ○農繁期等の臨時雇用者やボランティアの導入 ○家族協定の導入
野菜 露地(+施設) 直売中心	40アール ブロッコリー、キャベツ、ダイコン、トマト等多品目	家族 2	トラクター、管理機、噴霧器、灌水施設、直売施設、堆肥置場、(ビニールハウス)	
果樹+野菜 直売中心	40アール ナシ、ナス、キャベツ等直売野菜多品目	家族 2	防鳥網、防葉シャッター、灌水施設、トラクター、噴霧機、直売施設	
果樹(露地) 直売中心 +茶 生葉生産	80アール 直売野菜多品目	家族 2	トラクター、管理機、噴霧機、灌漑施設、直売施設、堆肥置場	
花卉、緑化植物	60アール	家族 2	ビニールハウス、土壌消毒機、鉢用土混合機、運搬用台車、トラクター	
植木	40アール	家族 2	ミニショベル、クレーン付運搬機	

第4節 施策の体系

■農業振興施策を推進するための施策の体系を設定します。





第3章 施策内容

第1節 担い手の確保・農業経営の強化

1 担い手・後継者の育成

①後継者の確保・育成

取組状況	フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー(平成20年度から平成29年度までに11人が受講)やみどりカレッジへの受講を促進しています。
課題	後継者グループの育成など、後継者の確保・育成の支援をさらに充実させる必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none">・魅力を持てる農業経営の検討と推進・後継者など若手農業者の組織活動への支援・新規就農者への受講支援・定年等Uターン就農者への支援・各機関・団体等の研修への派遣

■フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー

新たに農業に就業した者及びUターン農業後継者等を対象に基礎的・実践的な農業技術や経営管理等を習得させるセミナーで、フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー運営委員会が主催し、平成29年現在、第12期が開講されています。

(参考：第12期概要)

受講資格 新規学卒者・最近の農業就業者・Uターン農業後継者等

研修期間 平成28年4月から平成30年3月(第12期)

選択科目 野菜・果樹・花き・植木・畜産

主催 東京都、JA東京中央会

協賛 公益財団法人東京都農林水産振興財団

■みどりカレッジ

JA東京みどりが実施している事業であり、協同組合運動の理解促進、JA東京みどりの理念に基づく生活文化活動の向上、将来のJAや地域農業を担う人材育成を目的として開講されています。平成29年度(第6期)は、管内全19人が受講しています。

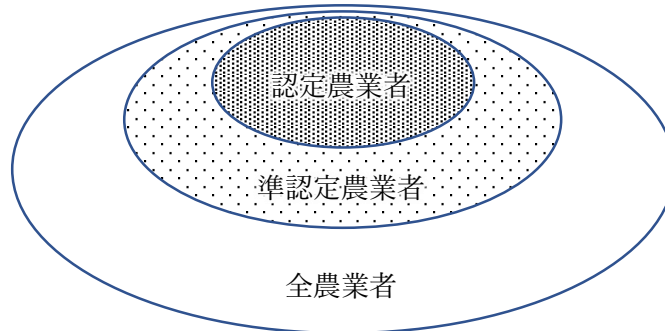


(JA東京みどりホームページより)

②（仮称）東大和市準認定農業者制度の検討

取組状況	本市の農業は、その多くが市街化区域ということもあり、経営耕地面積は小規模が小さく、販売額も少ない農家が多くなっています。
課題	認定農業者になるにはハードルが高いが、農業経営に意欲のある農業者を支援する仕組みが求められます。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）東大和市準認定農業者制度の検討 ・小規模農家への経営支援

■イメージ



■準認定農業者制度の参考事例について

世田谷区では「認証農業者制度」を、練馬区では「都市型認定農業者制度」を、それぞれ区独自に設けています。いずれも、農業所得の目標を、認定農業者制度が300万円以上としているのを、200万円以上に引き下げています。

■認定農業者制度について

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度です。

認定農業者に対しては、低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策が用意されています。

■農業経営基盤強化促進法について

農業経営基盤強化促進法では、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、

- (1) 市町村長が経営改善の意欲が高い農業者を育成すべき効率的かつ安定的な農業経営として認定する認定農業者制度、
- (2) 農地所有者が安心して、意欲ある農業者に農地を貸すことが出来るようにするための利用権設定等促進事業、
- (3) 認定農業者への農地利用集積を円滑に行うための農地利用集積円滑化事業等の法的枠組が設けられています。

③多様な担い手の育成

取組状況	<p>多様な農業の担い手を確保するため、援農ボランティア制度を推進しました。登録者数は、平成 28 年度に 9 名が登録し、延べ 179 名となっています。</p> <p>受け入れ農家数は 4 戸であり、農業者団体等の実施する研修等に対し支援等を行っています。</p> <p>援農ボランティア制度や J A 東京みどりにより営農サポート制度などの推進を図っています。</p>
課題	<p>援農ボランティアの確保・育成を図るとともに、担い手確保のための多様な取組を検討する必要があります。</p>
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・援農ボランティア制度の推進 ・女性の視点を活かした農業経営支援 ・研修等への支援・援助 ・高齢農業者への援農支援 ・農業者ネットワークづくりと活動への支援 ・農業塾の検討

2 農業経営の展開

①認定農業者の確保・育成

取組状況	<p>東大和農業の中核的担い手として、認定農業者の増加に努めるとともに、平成 28 年度末には認定農業者組織を設置しました。</p> <p>平成 21 年度に 12 名だった認定農業者は、平成 28 年度末には 22 名となっています。</p>
課題	<p>認定農業者制度の周知を図り、地域農業の担い手として確保、育成を図る必要があります。</p>
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者制度の普及・啓発 ・認定農業者の認定・育成 ・認定農業者協議会が行う研修等の活動支援 ・農地流動化の促進

■認定農業者協議会について

農地の減少、担い手不足などの課題解決のため、認定農業者同士が情報を交換・共有する場として平成 29 年 3 月に設置された民間組織です。農業経営・技術についての研修会や講演会の開催、教育・防災などの都市農地の必要性を P R して地域住民との相互理解の推進などの活動を行うこととしています。

②農業経営の確立

<p>取組状況</p>	<p>農産物の販売を視野に入れた生産活動を行うなど、生産だけでなく確実な販売拡大のため、経営の安定、強化を進めてきました。農業者が農業経営改善計画を策定するにあたり、相談会等を実施しています。</p> <p>また、近年、国においてIoTを活用した農業経営への取組が進められており、市内においても東京都の制度等を活用した取組が始まっています。</p>
<p>課題</p>	<p>農業経営の改善に向け、すべての農業者への働きかけを進め、これまで以上の販売拡充のための方策を検討する必要があります。また、IoTなど、ICTを活用した農業経営の情報化を支援する必要があります。</p>
<p>今後の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画策定の支援 ・経営改善のフォローアップの実施 ・経営実務研修の支援 ・家族経営協定の推進 ・施設化による生産性の向上 ・各種助成制度の検討・充実 ・6次産業化の支援 ・農業経営へのICT（IoTなど）の導入促進 ・都事業を活用するなど施設化支援

■IoTを活用した農業



資料：新産業構造ビジョン（経済産業省、平成29年5月）

■農業経営改善計画の内容について

認定を受けようとする農業者は、市町村に次のような内容を記載した「農業経営改善計画書」を提出する必要があります。

1. 経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
2. 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入など）
3. 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳など）
4. 農業従事の様態等に関する改善の目標（休日制の導入など）

③異業種交流の推進

取組状況	商工会が中心となって「ひがしやまと茶うどん」の配売促進を図るなど、特産品の開発を進めてきました。 また、「うまかんべえ〜祭」における地場野菜を使用したグルメコンテストを開催しています。
課題	農商工連携、6次産業化など、儲かる農業への展開を支援していく必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none">・加工施設の整備など6次産業化支援・直売所などでの加工品販売促進・商工業者との交流促進・サービス産業との交流促進

第2節 農地の保全と活用

1 農地の保全

①生産緑地の指定と維持

取組状況	生産緑地面積は、平成28年時点で45.6ヘクタールであり、前回計画の10年後予想面積46ヘクタールと概ね同程度となっています。 平成20年度から平成28年度までの追加指定は、7件、3,900㎡でした。 なお、平成29年度には、生産緑地指定の下限面積を市条例により300㎡としました。(予定)
課題	農業経営の安定のため、また、都市農地の保全のため、生産緑地の指定・再指定を推進する必要があります。
今後の方向	・生産緑地の追加指定・再指定の継続・促進 ・農地保全のため国及び東京都の整備事業の導入 ・相続税等納税猶予制度の活用促進

■生産緑地について

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度です。

②市民農園による農地の活用

取組状況	農地については、市民農園として農地保全を進めました。平成20年度4園、244区画であった市民農園が、相続等により平成28年度には4園、195区画となりました。
課題	市民農園の区画減少が進んでおり、保全のため市民農園等としての利用を促進する必要があります。
今後の方向	・農業継続意向の高い農地への支援の検討 ・市民農園などによる利用促進

③農地周辺の環境整備

取組状況	農地への空き缶等の投棄などがあり、農業経営に問題が生じています。このため、農業委員会による農地パトロールを実施し、適正管理に努めています。 また、農産物の鳥獣被害の問題も深刻化しています。
課題	農業者と市民の交流を進める中で、都市農業への理解促進を図るとともに、安心して生産できる環境づくりを進めていく必要があります。
今後の方向	・農地への空き缶等投棄防止対策の検討 ・市民生活と調和した農作業環境の整備促進 ・鳥獣被害対策の推進

④労働力補完による農地の保全

取組状況	<p>農業者の高齢化等に伴う労働力低下により、農地の維持が困難な状況が生じています。</p> <p>労働力の補完のため、援農ボランティア等による支援を行っています。</p>
課題	<p>農地が維持されるよう、農業労働力の確保等の支援が求められています。</p>
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・援農ボランティア等の利用促進【再掲】 ・認定農業者等への農地の集約化促進【再掲】 ・農業後継者への支援【再掲】

2 都市農業等に係る制度の充実

①都市農業・農地に係る制度の充実

取組状況	<p>東大和市農業委員会及び東京都農業会議を通じ、東京都及び国への税制関係要望を行いました。</p>
課題	<p>東京都等と連携して、都市農業にかかる制度の充実に向けた要請活動を行っていく必要があります。</p>
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・税制改善へ向けての他団体との連携・協力 ・市民農園等への相続税評価の特別措置拡大の要望 ・農業用施設用地の税制緩和の要望 ・相続税等納税猶予制度の維持の要望



くず掃き（雑木林の「農」）

第3節 農のあるまちづくりの推進

1 農地の多面的機能の発揮

①農業への理解促進

取組状況	市民等の農業への理解促進の一助として、観光ガイドによる農ウォークを開催しています。観光ガイド養成のための講座を開催、26名が参加しています。また、ハミングホールにおいて市内農地を含む名所旧跡をめぐるバスツアーを開催（平成29年は9名参加）し、農業への理解促進を図りました。
課題	関連部局等と連携し、農業への理解に資する取組を推進する必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none">・市の景観として農家や農地のある風景の活用・農地や屋敷林をめぐる散策ルートの設定・農ウォーク、ハミングホールバスツアーの開催

②農業環境の多様な機能の発揮

取組状況	都市農業には、景観創出機能、交流創出機能、食育・教育機能、地産地消機能、環境保全機能、防災機能等の機能があります。これらの機能は市民の健康な暮らしに寄与しています。また、農業者も、作業時間帯の配慮や防薬シャッターの利用など周辺住環境に配慮した営農に努めています。 防災機能に関連して、防災協力農地の指定を行ってきました。平成27年2月に294筆、19.4ヘクタールを指定し、平成29年●月現在、●筆、●5ヘクタールとなっています。
課題	都市農業の多面的な機能の普及を図る必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none">・都市農業の多面的機能のPR推進・都市農地による防災機能の強化・防災兼用農業井戸の普及促進・子どもたちの学習の場として農地の活用・農業景観の形成

③観光農業の推進

取組状況	農家等により体験農園が設置されているほか、東大和観光ガイドの会による農ウォーク、食べ歩きなどのイベントが行われています。
課題	狭山丘陵への観光客等を対象とした観光農業の振興を検討する必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none">・観光型農業の推進・農業体験農園整備への支援・観光振興と連携した観光農業のPR・「東京観光情報センター 多摩」との連携促進

2 農業にふれあう機会の拡充

①体験農園・市民農園の充実

取組状況	農産物直売所マップに「農業体験農園」を掲載するなど、農家等が設置する体験農園の周知を図りました。 また、市民農園を設置し、市民の農業体験、農業への理解促進を図っています。このため、市民農園の適切な維持管理に勤めています。
課題	体験農園の周知を支援するとともに、農家による市民農園の設置を促進する必要があります。また、4か所ある市民農園について、適切に維持管理していく必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・体験農園の拡大促進 ・農家自営型市民農園の検討 ・市民農園の適正な維持管理の推進

■東大和ファーマーズセンター



②農業体験の場の確保

取組状況	サツマイモやトウモロコシの収穫体験など、夏と秋に複数（平成29年度4回）の農業体験事業を実施しました。多くの参加希望があります。 種まきから収穫までの一連の体験を行えるよう検討を行っています。
課題	農業体験への希望が多く、農業体験事業の拡充が求められています。また、学校教育や社会教育と連携した農業体験の場づくりを進める必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・各種農業体験の実施 ・お茶づくり体験の実施

③学校教育との連携

取組状況	小学校において農業体験を行うとともに、中学校においては職場体験として農業を行っています。
課題	教育委員会及び農業者と連携した学校農園の整備・活用等を検討していく必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会との連携 ・学校農園の整備（体験教育・環境教育）

④福祉との連携

取組状況	<p>農業と福祉の連携に関する現状を把握しきれていません。</p> <p>農産物を福祉施設で加工販売している例はあり、漬物やクッキーの製造などが行われています。また、農産物の販売を障害者が受託し、売り上げの一部を手数料として得ている例もあります。</p> <p>一方、農作業の場面で、障害者等を活用している例は見受けられません。</p>
課題	農福連携のあり方について検討するなど、施策を構築していく必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携の促進（高齢者施設、障害者施設等との連携） ・福祉農園の整備検討（園芸療法など）

■農福連携

農業者やJ A等の農業サイドと社会福祉法人やNPO 法人等の福祉サイドが連携し、農業分野で障害者等の働く場所づくり、あるいは居場所づくりを実現しようとする取組のことです。

⑤農家と市民の交流促進

取組状況	<p>東大和ファーマーズセンターについては、市民農園の利用者以外にも、農業者や地域活動団体等に貸し出しを行っています。</p> <p>産業まつりにおいて、会場貸し出しをはじめとする支援を行いました。</p>
課題	産業まつりをはじめ、農業者と消費者の交流の場づくりを拡充する必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・産業まつりなどへの市民の参加・協力 ・地域の伝統文化や食文化の伝承 ・東大和ファーマーズセンターの活用

第4節 農業生産と消費の拡大

1 個性を生かした農業の振興

①地域ブランドづくり

取組状況	果実生産団体及び茶生産団体が行う特産品開発への支援を行い、ブランド化促進の取組を行ってきました。 商工業者が行う独自のブランド化に資する取組については、活動状況を把握できていません。
課題	農業団体等が行うブランド化に向けた既存の取組を支援するとともに、民間事業者が行うブランドづくりへの支援を推進する必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・特産農産物づくりの奨励 ・顔の見える農業の推進 ・市民（消費者）ニーズの把握 ・果樹生産の奨励 ・茶の生産の奨励と加工の研究 ・ブランド化に取り組む生産組織への支援



(木下園HPより)



(杉本園HPより)



(東大和商工会HPより)



(東大和商工会HPより)

②環境にやさしい農業の推進

取組状況	環境にやさしい農業の推進のため、東京都エコ農産物認証制度の認証者への支援を行いました。平成 28 年度時点で、認証取得者は 8 名となっています。 村山貯水池周辺の林地において、希望する農業者による落ち葉収集事業を実施しました。
課題	土づくりや販路の確保など、環境保全型農業への取組を支援する必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業の普及 ・東京都エコ農産物認証制度の認証支援 ・東京都エコ農産物の P R ・落葉堆肥など有機質肥料利用への支援

■東京都エコ農産物認証制度

東京都エコ農産物とは、土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都の慣行使用基準* から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物であり、化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上、50%以上、不使用の3区分で認証されています。

* 慣行使用基準とは、都内の通常の栽培における化学合成農薬と化学肥料の使用実態を調査して決めたものです。



東京都エコ農産物認証マーク

③安全な農産物の生産・供給

取組状況	J A 東京みどりでトレーサビリティーの実施・改善を図っています。 東京都エコ農産物認証制度による認証者が行う事業に対して、支援を行っています。
課題	東京都や J A 東京みどりなどと連携し、安全な農産物の生産・供給への取組を強化する必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーサビリティー（生産履歴）の普及推進 ・G A P 導入の支援 ・有機・減農薬・減化学肥料農業の市民への情報提供

■G A P

GAP (Good Agricultural Practice:農業生産工程管理) とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。

2 地場産農産物の提供

①直売の促進

取組状況	農産物の共同直売については、J Aみどりっ子仲原店のほか、東大和市役所1階市民ロビー、東大和市駅前においても、共同直売を実施しています。そのほか、農家が個人で行う直売所も、市内に多く設置されています。市では、共同直売所運営委員会に販売スペースの貸出等を行うとともに、直売所マップを作成し、市民に向けて広報活動を行いました。
課題	直売所への支援を行うとともに、PRを実施するなど、直売所の普及を図る必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・農家等が設置する直売施設の整備促進 ・地域連携型共同直売施設の研究 ・共同直売所運営体制の充実・強化 ・農産物直売所のPR推進（直内所マップ、直売所めぐりなど） ・J A東京みどりとの連携強化



J Aみどりっ子仲原店

②地産地消の推進

取組状況	地場産農産物の普及のため、農業まつりなどによるPRを推進しています。また、学校給食においては、地場野菜の積極的な活用を行っています。平成26年度10.4トン、約238万円、平成27年度12.3トン、約295万円、平成28年度13.0トン、約343万円と、年々増加しています。 ※直売所については、「①直売の促進」参照
課題	地場産農産物のPRを推進するとともに、学校給食への利用拡大を図るなど、地産地消を拡充する必要があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・東大和農産物のキャラクター・ロゴマークの活用 ・ホームページによる東大和農産物の情報提供の検討 ・市民による地産地消推進組織の設置検討 ・学校給食における地場産農産物の活用と啓発 ・高齢者等買い物困難な消費者への販売支援

③食育の推進

<p>取組状況</p>	<p>食育については、公民館事業で平成 25 年度から平成 28 年度まで、うどん講座を開催しました。</p> <p>また、学校教育においては、学校給食等を通じて食育を推進しています。</p>
<p>課題</p>	<p>地域に伝わる料理の掘り起こしと普及を図るなど、さまざまな場面を活用して食育を推進する必要があります。</p>
<p>今後の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産農産物を利用した料理講習会の開催 ・地域伝統食文化の掘り起こしと普及 ・学校教育における食育の推進 ・学校給食への市内産農産物の利用促進 ・公民館事業等社会教育における食育の推進 ・保健センター事業等における食育の推進 ・食育推進組織との連携 ・東大和ファーマーズセンターの利用促進

④販売・流通体制の整備

<p>取組状況</p>	<p>農産物の販売・流通を支援するため、J A東京みどりの市場出荷用段ボールの補助を行っています。</p> <p>顔の見える地場野菜コーナーを市内大型小売店に設置しています。</p> <p>産業まつりやうまかんべえ～祭など、各種イベント時における地場野菜等のPRを行っています。</p>
<p>課題</p>	<p>販売、流通体制の拡充を検討する必要があります。</p>
<p>今後の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場出荷農家への支援 ・市内商店・量販店との提携促進 ・市民、飲食店、消費者団体等との契約栽培（マーケットイン）の検討 ・市民へのPRの充実 ・農産物加工販売の支援



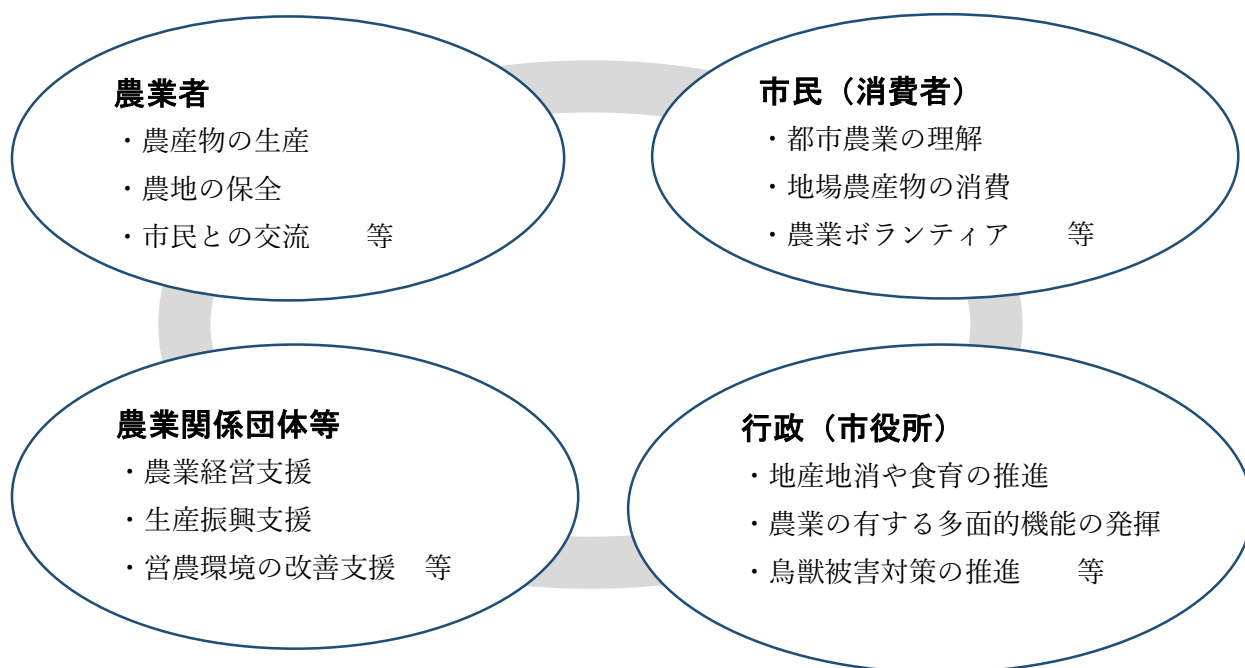
“うまかんべえ～祭”グルメコンテスト

第4章 計画の推進

本計画の実現には、市のみならず、農業に関わる各団体の役割が重要であることから、計画推進体制の確立、農業支援体制の強化を推進し、その実現を図ります。

1 計画推進体制の確立

本計画推進のため、農業者やJ A、関係団体、市民、市などの各主体が役割分担、協働して各事業を推進します。



1 策定経過

年月日	内容
平成29年 8月9日	第1回東大和市農業振興計画策定会議 ・現行計画の表官・点検について ・農家意向調査（案）について ・東大和市農業の現況について
8月	農家意向調査 ・配布数 224人 ・回収数 157人 ・回収率 70.1%
10月19日	第2回東大和市農業振興計画策定会議 ・農家意向調査の結果について ・農業振興計画（骨子案）の聴取について
10月	東大和市農業に関する市民意識調査 ・配布数 2,018人 ・回収数 412人 ・回収率 20.4%
11月15日	第3回東大和市農業振興計画策定会議 ・農家意向調査について ・市民意識調査について ・農業振興計画（素案）について
12月5日	第4回東大和市農業振興計画策定会議 ・農業振興計画（素案）について
12月25日～ 平成30年 1月23日	パブリックコメント（予定）
2月14日	第5回東大和市農業振興計画策定会議（予定）

2 東大和市農業振興計画策定会議

(1) 東大和市農業振興計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 東大和市農業振興計画の策定を行うため、東大和市農業振興計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、東大和市農業振興計画の見直し案について、意見を市長に報告する。

(組織)

第3条 策定会議は、次に掲げる6人以内の委員をもって組織する。

- (1) 東京都農業振興事務所の代表者 1人以内
- (2) 東京都中央農業改良普及センターの代表者 1人以内
- (3) 一般社団法人東京都農業会議の代表者 1人以内
- (4) 東大和市農業委員会の代表者 2人以内
- (5) 東京みどり農業協同組合東大和支店の代表者 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第1条の報告をもって終了するものとする。ただし、委員が欠けた場合による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 策定会議に座長及び副座長1名を置き、その選任方法は、委員の互選による。

2 座長は、策定会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、無償とする。

(招集)

第7条 策定会議の会議は、市長の求めに応じ座長が招集する。

(意見等の聴取)

第8条 策定会議は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 策定会議は、市民部産業振興課に置いて処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成29年6月27日市長決裁）

この要綱は、平成29年6月27日から施行する。

(2) 東大和市農業振興計画策定会議委員名簿

氏 名	組織等
今安 典子	東京都農業振興事務所 農務課 課長代理
藤波 春美	東京都中央農業改良普及センター 主任普及指導員
北沢 俊春	一般社団法人東京都農業会議 事務局長
中村 勝司	東大和市農業委員会 会長
岩田 高雄	東大和市農業委員会 会長職務代理
橋本 貴夫	東京みどり農業協同組合 理事